

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月11日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 26-41380-0094 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（樋門）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 特記仕様書第4章11で工事区域内の用地確保は済となっていますが、工事発注済の第25-41380-0322号工事において、NO.376～377間に工事着手できない用地があることと、NO.375～376間の築堤盛土箇所畑に農作物を作付けしているとの情報を得ましたが、本工事区域内の用地確保は済んでいるという理解で良いですか？仮に用地関係が原因で速やかに工事に着手できない場合は、「工事一時中止ガイドライン」に基づく適正な事務処理が行われるという理解で良いですか？</p> <p>3. 特記仕様書第4章11で工事支障物件は無となっていますが、NO.372～374間に隣接する国道399号沿いにある電力柱（小川線30及び31）が、築堤盛土や排水工の施工に支障となるようですが、本工事区域内に工事支障物件は無いという理解で良いですか？</p> <p>4. 特記仕様書第4章13の「交通誘導員の配置」に「交通誘導員は出入口部に1人配置する」と記載されていますが、国道399号から戸川原ストックヤード間の市道は大型ダンプトラックと一般車のすれ違いができないため、戸川原ストックヤードへ残土運搬する際には見通しの悪い箇所において交通誘導員の配置が必須となりますが、交通誘導員の配置は、設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>5. 特記仕様書第4章15で指定仮設は「無」となっていることから、図面番号56/69～図面番号59/69の各図面に「(参考図)」の表記は無くとも任意仮設と理解しますが、図面番号56/69の「4号樋管締切工一般図」に示されている、ボーリング柱状図（夏井川B-3）では、鋼矢板打設範囲にN値50を示す地層があるため、設計図書で示された施工機械での施工が不可能な場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>6. 図面番号56/69の「4号樋管締切工一般図」に示されている二重式矢板締切工の施工位置は川表翼壁前面に施工する護床ブロックの施工範囲を考慮していないため、二重式矢板締切工の施工範囲の変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>7. 図面番号59/69の「4号樋管締切工施工計画図(案)」にクローラークレーン55tが走行可能な図示がされている。二重式締切の矢板間の内幅は4.7mであるが、クローラークレーン(55t)の脚立幅は4.5mであり、図示通りに走行することは事実上不可能である。また、樋門・樋管の施工の際には、ラフテレークレーン(25t)やコンクリート圧送車(大型)等を二重式締切上に配置して施工するが、ラフテレークレーン(25t)のアウトリガーの</p>	

- 完全張出し幅は 8m なので、ラフテレーンクレーン(25t)を用いた施工も事実上不可能となる。事実上施工可能で施工の安全性も確保した二重式締切の変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
8. 特記仕様書第 6 章 2 で他工事からの流用土は「無」となっていますが、設計書では築堤及び畦畔盛土材を採取土運搬として上平 S Y より積込・運搬する積算となっています。特記仕様書の誤記という理解で良いですか？
  9. 特記仕様書第 17 章三者協議の対象工事となっていないが、設計変更ガイドラインに基づく設計変更協議をするための役割分担とその費用負担を決定することを目的とした、受注者の申し出による設計変更三者協議は工事着手前に可能という理解で良いですか？
  10. 工事箇所周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で良いですか？
  11. 4 号樋門・樋管の上下流の築堤盛土は余盛りが設計されています。4 号樋門・樋管の川表側の取付護岸工として平張ブロックや階段ブロックを盛土法面上に施工する設計となっていますが、平張ブロック等には盛土法面の沈下の影響は無いという理解で良いですか？
  12. 図面番号 6/69 の「樋門一般図」に示されている護床ブロックの施工は、ブロックを製作した後にブロックの運搬は行わずに、ラフテレーンクレーン(25t)で横取りし設置する計画となっています。しかし、製作ヤードの箇所や資機材搬入のための仮設道路等の計画は示されていません。製作ヤードはどこですか？仮に製作ヤードが河川敷内の場合でブロック製作時に大雨等により河川が増水した場合は被害を受けるリスクが高いですが、そのリスク対策としてブロックを二次製品に変更する場合は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
  13. 図面番号 6/69 の「樋門一般図」と図面番号 38/69 の「地盤改良工図(1)」に示されているボーリング柱状図(夏井川 B-3)では地下水位が EL=22.67 で確認されているが、地盤改良の天端高は地下水位よりも低い EL=22.3~22.7 で設計されていることから、設計図書どおりにバックホウによる浅層混合処理を行うことができません。設計図書どおりに施工するために必要となる仮設工は設計変更の対象となるという理解で良いですか？また、同地盤改良範囲は狭小な区割りでの施工となっていることから、小型バックホウ(0.28m<sup>3</sup>級)の施工でない場合は地盤改良の目的を果たせないおそれがあることから、目的を果たすための工法変更は変更設計の対象となるという理解で良いですか？
  14. 図面番号 67/69 の「取付道路詳細図」は路体盛土の施工のみで図示されていますが、大型車両や重機・クレーンの搬入車両等のタイヤの設置圧が大きい車両の進入を考慮した敷鉄板の設置は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
  15. 図面番号 68/69 の「構造物撤去工平面図」では、U 型側溝取壊し(Ⅲ-A-c-30)のみ図示されていますが、4 号樋門の川裏柵へ流入する既設ボックスカルバートの流末排水路である既設大型水路(W1000×H800)の撤去及び取壊しも NO. 374+23.7~NO. 372 間付近まで必要になります。これらの図面は工事受注後に発注者から示されるとの理解で良いですか？
  16. 残土処理の運搬先が戸川原 S Y へ 21,450m<sup>3</sup> で設計されていますが、発注済の 2 つの工事だけで約 50,000m<sup>3</sup> を運搬する設計となっているため、戸川原 S Y の現状を再踏査した結果、約 10,000m<sup>3</sup> 程度の許容量と推察しますが、仮に搬出先の変更が必要になった場合は工事受注後に発注者から示されるとの理解で良いですか？
  17. 「河川構造物(樋門)設計の手引き(国土交通省)」によれば、遮水工の設計での遮水効果は浸透経路長について検討を行うことを原則としており、本工事での遮水矢板設置予

定箇所は未改良区間として残存するので矢板周面は原地盤の状態となることや、改良地盤の上面も下面と同様に凹凸状態になることから、改良体直下面の経路長を対象とせず、無改良と同様に原地盤を対象に構造物に沿って流れる浸透経路長を設定して検討されているとの理解で良いですか？

18. 本工事費内訳書「頁 0-0039」の水替工は作業時排水で計画されていますが、低水護岸の施工時には平常水位以下は常に水没することから手戻り施工を伴うこととなりますが、常時排水への変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？

19. 本工事費内訳表「頁 0-0040」の 仮設材の運搬費は(片道)、仮設材等の積込み、取卸し費は(往復分)となっていますがどちらが正しいですか？

20. 工事費内訳表「第 0-0052, 0054, 0056 号表の補助材料費は労務費の 1%と考えてよろしいですか？

21. 工事費内訳表 第 0-0077 号表 消波根固めブロック据付けの連結金具の単価は 0 円と考えて良いですか？0 円でないとすれば規格、参考資料名と頁数を開示願います。

#### 回 答 事 項

1. 御理解のとおりです。
2. 金抜設計書を修正しましたので閲覧図書「kinnuiki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（1）を御確認願います。仮に用地取得及び支障物件のために工事着手できない場合は、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき対応します。
3. 金抜設計書を修正しましたので閲覧図書「kinnuiki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（1）を御確認願います。
4. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
7. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
8. 金抜設計書を修正しましたので閲覧図書「kinnuiki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（2）を御確認願います。
9. 必要と認められるときは、三者協議を行います。
10. 御理解のとおりです。
11. 地質調査の結果から影響がないものと考えています。
12. 製作するヤードは、二重式矢板締切内と考えています。二次製品への変更については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
13. いずれも、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
14. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象としま

- す。
15. 御理解のとおりです。
  16. 御理解のとおりです。
  17. 現地盤を対象に検討しています。
  18. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。
  19. 仮設材の運搬費は「片道」(往路分)を計上していますが、復路分も必要となった場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議します。
  20. 御理解のとおりです。
  21. 御理解のとおりです。